

事 務 連 絡

令和4年（2022年）2月15日

公益社団法人熊本県医師会長
公益社団法人熊本県看護協会会長
一般社団法人熊本全日病会長
熊本県公的病院長会長
全国自治体病院協議会熊本県支部長
一般社団法人日本病院会熊本県支部長
一般社団法人熊本県医療法人協会会長
公益社団法人熊本県精神科協会会長
一般社団法人熊本県保険医協会会長
熊本市保健所長
各市町村長
（保健福祉担当課扱い）

様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

（ 公 印 省 略 ）

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等の公布について（通知）

平素から本県の保健医療行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、標記の政令等が公布されました。

改正等の趣旨等については、別添の厚生労働省医政局長通知のとおりで、医師について令和6年（2024年）4月1日から労働基準法（昭和22年法律第49号）による時間外労働の上限規制適用開始に伴い、医療機関の管理者に対する長時間労働の医師への健康管理の体制整備や面接指導等の健康確保措置の義務付けや、地域医療の確保等のために、医師の長時間労働が必要となる医療機関を指定し、県が労働時間短縮のための支援を行う等の仕組みが創設されております。

新型コロナウイルス感染症が流行する中、医療現場で対応されている医師をはじめとした医療従事者や医療機関全体の負担軽減のため、更には、将来の地域医療提供体制の確保の観点からも、労働時間短縮をはじめとした働き方改革の取り組みを引き続き着実に推進していくことが求められています。

つきましては、貴関係医療機関及び医療関係者の皆様へ広く周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 厚生労働省医政局長通知等の掲載先

いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）

役に立つ情報 → 各種法令・通知

<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/Info02>

【参考】

1 医療従事者の勤務環境の改善について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/

2 熊本県医療勤務環境改善支援センター（熊本県医師会内）

<http://www.iryokinmu-kksc-kumamoto.com/>

【問合せ先】看護班 山下、宮田

TEL：096-333-2206、FAX：096-385-1754

Mail:yamashita-t-dv@pref.kumamoto.lg.jp